

地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務委託  
事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東成区役所が行う地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務を実施するにあたり、東成区役所総務課が発注する公募型プロポーザルにかかる委託業者の選定について、適正を期することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、大阪市東成区における地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 選定委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザルの選定基準に関すること
- (2) 提出された企画提案書の審査に関すること
- (3) その他、公募型プロポーザルの選定に関し、必要と認めること

(組織)

第4条 選定委員会は、委員3名で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等外部有識者とする。
- 3 委員の任期は、当該年度末の3月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長を置き、委員長は互選によりこれを定める。
- 5 委員長は選定委員会を代表し、議事等を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が隨時関係委員を招集して行なう。

- 2 選定委員会は委員定数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、選定委員会において委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は選定委員会の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、東成区役所総務課において行なう。

(施行細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、東成区長が定める。

附則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。